

令和3年度(2021年度)以降の学生別申請可能な入学料・授業料免除等制度申請一覧

学部学生(令和3年度以降入学者)						
	高等教育修学支援制度による 授業料等免除制度		大阪大学授業料免除等制度			
	入学料	授業料	入学料		授業料	
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予 分納
日本人等学生 ^{※1} で高等教育修学支援制度の申請資格を有する方 ^{※2} 【注1,2,8参照】	○(セット) 【授業料等免除申請以外に、日本学生支援機構給付奨学金にも必ず申請】		/	○	/	△(いずれか選択) 注8
外国人留学生 ^{※4} 、又は日本人等学生 ^{※1} で高等教育修学支援制度の申請資格を有しない方 ^{※3} 【注1,3,4参照】	/	/	○	○	○(いずれか選択)	

学部学生(令和2年度以前入学者)						
	高等教育修学支援制度による 授業料等免除制度		大阪大学授業料免除等制度			
	入学料	授業料	入学料		授業料	
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予 分納
日本人等学生 ^{※1} で高等教育修学支援制度の申請資格を有する方 ^{※2} で、日本学生支援機構給付奨学金の採用候補者となっている方、及び申請中の方、又は申請予定の方 【注1,2,5,6,7参照】	/	○ 【授業料等免除申請以外に、日本学生支援機構給付奨学金にも必ず申請】	/	/	○ 注5	/
日本人等学生 ^{※1} で高等教育修学支援制度の申請資格を有する方 ^{※2} で、家計の経済状況に関する要件や学業成績等に関する要件を満たさないため、同制度の日本学生支援機構給付奨学金と授業料等減免の申請を行わない方、又は申請しなかった方 【注1,2参照】	/	/	/	/	○(いずれか選択)	
外国人留学生 ^{※4} 、又は日本人等学生 ^{※1} で高等教育修学支援制度の申請資格を有しない方 ^{※3} 【注1,3,4参照】	/	/	/	/	○(いずれか選択)	

「高等教育修学支援制度」は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)及び関係政省令等の法令に基づき、国が認定する高等教育機関の学部在籍する日本人等学生(特別永住者、永住者などを含む)のうち、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯を対象として、国の統一基準により令和2年度4月から実施される新たな経済的支援制度のことを言います。「高等教育修学支援制度」の支援対象者の要件はこの法令等に基づくものとなります。

注1. 日本人等学生とは、①日本国籍を有する方、②法定特別永住者として本邦に在留する方、③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する方、④定住者の在留資格をもって本邦に在留する方で将来永住する意思があると認められた方のことを言います。

注2. 申請資格を有する方とは、①高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から本学入学までに2年を経過していない方、②高卒認定試験に合格(ただし、受験資格取得年度初日から合格まで5年を経過していないこと、5年を経過した後も毎年度認定試験を受験している場合は除く。)した年度の翌年度の末日から本学入学までに2年を経過していない方、③個別入学資格審査を経る場合にあって20歳に達した年度の翌年度の末日までに入学する方、④転学・編入学にあっては入学前の在籍課程終了後から本学入学までに1年を経過していない方のことを言います。なお、ここでは高等教育修学支援制度の家計の経済状況に関する要件、学業成績等に関する要件の該当・非該当については問いません。【青字下線部分は令和3年2月18日に訂正しております。】

注3. 申請資格を有しない方とは、注2に該当しない方に加えて、学士入学・学士編入学による入学者のことを言います。

注4. 外国人留学生には、在留資格「留学」で在籍する方のほか、注1の②~④に示す以外の在留資格(例:家族滞在など)で在籍する方を含みます。

注5. 学部在籍する日本人等学生(特別永住者、永住者などを含む)で、「高等教育修学支援制度」の支援対象者の要件を満たす方は、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の申請を行う必要があります。

注6. 「高等教育修学支援制度」の支援対象者の要件を満たし、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の免除申請を行う方で、「大阪大学授業料免除等制度」の申請要件を満たす場合、希望者については「大阪大学授業料免除等制度」の免除等申請を併せて行うことが可能です。この場合、例えば、「高等教育修学支援制度」による減免の支援が、第Ⅲ区分(1/3減免)や第Ⅱ区分(2/3減免)となるような場合であっても、「大阪大学授業料免除等制度」の免除の申請を行っているときは、予算の範囲において選考のうえ、認められた方に対して追加支援(上乗せ支援)が実施される可能性があります。

注7. 「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」と、「大阪大学授業料免除等制度」は異なる制度ですので、併せて申請する場合はそれぞれの「(高等教育修学支援制度用)申請案内」または「(大阪大学授業料免除等制度用)申請要項」を確認・熟読のうえ、それぞれの所定の期限までに所定の申請手続を行ってください。

注8. 日本人等学生で高等教育修学支援制度の申請資格を有する方で、高等教育修学支援制度に申請しない場合に限り、収納猶予・分納のいずれかに申請することができます。

大学院学生								
	高等教育修学支援制度による 授業料等免除制度		大阪大学授業料免除等制度					
	入学料	授業料	入学料		授業料			
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予	分納	
大学院学生(外国人留学生を含む)			○	○	○(いずれか選択)			